研修を欠席するときの手続き

南予教育事務所地域教育推進課

令和５年度より「欠席届」及び「受講者変更届」における公印押印の必要がなくなりましたので、次のように対応願います。

１　手続き

⑴　研修をやむを得ない事情で欠席する場合は、電話で所属の市町（学校組合）教育委員会に電話連絡をする。併せて「欠席届」(別紙様式)を講座開講日の10日前までに、メールにて市町（学校組合）教育委員会教育長まで提出する。

その後、市町（学校組合）教育委員会は、メールにて南予教育事務所地教育推進課長まで提出する。

⑵　緊急の場合は、速やかに南予教育事務所地域教育推進課長まで電話で連絡する。併せて愛媛県総合教育センターの研修講座の場合は、教育センター講座担当者にも連絡する。その場合、「欠席届」は１⑴により後日提出する。

２　留意事項

⑴　学校・市町教委・教育事務所は、欠席届・受講者変更届をデータもしくは紙にて保管する。

⑵　提出先は、どの研修においても「愛媛県教育委員会教育長」と表記する。